

第16回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成17年 2月11日(金) 13:30～17:30

●【開催場所】 田辺市青少年研修センター 3F 会議室

●【出席者】 委員13名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、井伊博行、小野正治、緒方順子、柏崎幸雄、近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、森口佳樹、山本甫、寄本勝美 (敬称略)

県：松尾泰成循環型社会推進課処理計画推進室長 他2名

事務局：真砂稔事務局長、川端清司事務局次長、松原淳廃棄物計画推進室長他2名

●【傍聴者】 一般4名

●【報道関係】 3社

(事務局) 委員会の成立、及び各報道機関、傍聴人への諸注意

(委員長)

本日は祝日にも関わらず、委員会に出席を頂きありがとうございます。

本委員会も最終答申まで大詰めの段階を迎えました。今日は既に案内をしていますように、一点目が継続審議の候補地及び追加した候補地について、二点目が用地絞り込みの際の留意事項について、三点目が答申素案について、四点目が意見募集及び住民説明会の実施について、そしてその他、ということで5点の案件について審議して頂きます。

本日は、答申の素案についてしっかり検討を賜り、合意形成を図れるように考えています。最初、前回の委員会の議事録ですが、何か意見や修正点はないですか。

(委員)

2ページの事務局の説明で、15h、20h、7.5hとあるのは15ha、20ha、7.5haだと思っています。それと3ページの5行目の「また地図は25千分の1で・・・」は「2万5千分の1」の方が良いのではと思います。

(委員)

2ページの真ん中より下で「この結果建設用地とふさわしく・・・」と、ありますが「建設用地として」か「建設用地に」の方が良いと思います。

(委員長)

他にないようでしたら、ご指摘の点について修正の上、ご承認頂きたいと思います。

それでは報告事項に移ります。お手元に新聞報道の切り抜きを配布しています。これについて、事務局から説明があります。

(事務局)

前回の委員会後、地元新聞で「みなべ以南22ヵ所問題なし」との報道がありました。「問題なし」というのは、処分場の候補地として何も問題がないというのではなくて、委員会で検討した選定基準に照らして問題がないという意味です。

各候補地の個別事情や社会的条件というものは、次の用地絞り込みの段階で十分配慮していくことを考えています。

これに関して、地域の方々から事務局や市町村に問い合わせがあったことも事実です。「問

題なし」の意味合いについて、今のように説明しましたら理解して頂けたので、付け加えて報告します。

(委員長)

新聞報道に関する説明と報告がありました。事務局の説明について何もなかったら、了承することとし、議事に入ります。

今日の議題の1番目は、前回からの継続審議の候補地、並びに追加された候補地についての検討です。ご案内のように、前回の委員会で審議しましたが、情報不足などによって継続して検討が必要になった候補地が何カ所もありました。

それと今日、新たに追加抽出された候補地について、併せて検討したいと思います。

(事務局)

前回の検討結果について、資料1-1で確認をいたします。

資料の検討結果欄に「○」「×」「保留」というのがあります。「○」は選定基準を満たしており、候補地として確定したものです。「×」は選定基準を満たさないと考えられ、候補地から除外したものです。「保留」については、継続審議となったものです。

候補地エリアから62カ所の候補地を抽出しましたが、選定基準を満たしたものが42カ所、除外したものが13カ所、保留継続審議となったものが7カ所です。

御坊ブロックでは21カ所の候補地を抽出し、除外したものが1カ所あります。これは、NO.13-4印南町印南原ですが、候補地内を既に高速道路が通っているために除外しました。

田辺ブロックでは21カ所を抽出し、除外したものが4カ所あります。NO.27-1の田辺市元町は、都市計画道路の計画があり、NO.33-1の白浜町富田・椿は林道の計画があります。NO.22-5の中辺路町水上は砂防地域の指定が、NO.39-1のすさみ町大鎌は保安林指定がありましたので、この4カ所を候補地から除外しました。また、保留が5カ所あり、12カ所を確定しました。

新宮ブロックでは20カ所を抽出し、除外したものが8カ所あります。NO.32-2とNO.32-3の新宮市三輪崎は、保安林地域に含まれています。那智勝浦町ではNO.32-4の高津気は都市計画道路が建設中です。NO.36-1の小阪とNO.37-1の井関は水質管理を行っている鉾山跡地です。NO.37-2の橋ノ川は、都市計画道路が計画されていて、NO.37-4の高遠井とNO.41-2の長井は保安林地域に含まれています。古座町ではNO.41-2の上田原も保安林地域に指定される予定であるために除外しました。また、保留が2カ所あります。このため候補地は10カ所になりますが、このうちNO.44-1の串本町高富は下流に海中公園があり、NO.42-1、NO.42-2の那智勝浦町粉白も下流に隣接する湾に、養殖場があります。またNO.41-3の古座町田原では、地元と覚書を締結しているなどの検討項目がありましたが、選定基準を満たしているために候補地として残しています。以上が前回の検討結果です。

次に資料1-2です。これは情報不足などの理由から継続審議となった7候補地の扱いについてです。要検討項目に関する情報内容と、それに対する事務局の考え方を説明します。

NO.23-2とNO.23-3の大塔村下川下では、カモシカの確認事例があるということです。

カモシカは国の特別天然記念物です。県内のカモシカの分布域は拡大傾向にあり、紀ノ川以南のほぼ全域が生息地域になっています。和歌山県の「レッドデータブック」においては、カモシカの生息地域指定は示されていません。事務局の判断としては「レッドデータブック」に地域指定がなく選定基準の除外区域「動植物生息地」に該当しないと考えられるので、候補地として残したいと思っています。ただし、答申別冊に記載します個別候補地の留意事項として「カモシカの生息状況の詳細確認が必要」と付記します。

このカモシカのように、地域内のほぼ全域に生息しているような事例があるので、全般的に希少動植物を配慮するという項目を全体の留意事項の中に盛り込みたいと考えています。

次にNO.28-2上富田町岩田で、山腹に崩土があるということです。

上富田町からの情報によりますと、大雨が降れば小規模な崩土が発生している。本年度も3回程度確認されているとのこと。事務局としては小規模な崩土であり、選定基準の除外区域「災害発生地」に該当しないと考えられるので、候補地として残したいと思います。ただし、個別候補地の留意事項として「地質に関する詳細調査が必要」を付記します。

次にNO.28-4上富田町岩田です。ここには県林業試験場しいたけ原木林育成技術試験林があるという項目です。

しいたけの原木の効率良い育成環境の試験研究を実施しており、目的の成果が得られたために、現在では育成経過を観察中です。またヒノキの磨き丸太の一種である、海布丸太の試験も行っていて、本来幼木のうちに出荷するヒノキが40年、45年を経過した時の商品価値を見るため試験研究を実施中とのこと。選定基準の除外区域である「学校、病院等の公共的施設」に該当しないと考えられるために、候補地として残したいと考えています。ただし、個別候補地の留意事項として「しいたけ原木林育成技術試験林について県林業試験場との調整が必要」を付記します。

次にNO.33-2白浜町椿です。林道整備事業があるとのことですが、将来的に林道整備の予定はあるが、現在のところ具体的な工事計画は決まっていないとのこと。事務局としては、確実な工事計画がなく、選定基準の除外区域「開発計画等がある地域」に該当しないと考えられるので、候補地として残したいと考えています。ただし、個別候補地の留意事項として「町の林道整備計画との調整が必要」を付記します。

次にNO.35-1古座川町添野川です。ここもカモシカの確認事例があることと、森林吸収源対策推進プラン重点区域に当たるという項目です。

この推進プランは、県が管理不十分な森林の整備・保全を進めるために指定した10カ所の重点区域のうちの一つです。当該区域では、平成15年度に計画量の47%の区域の間伐と100%の森林パトロールが実施されています。事務局としてはカモシカについては、大塔村の候補地と同様に扱いたいと考えています。森林吸収源対策推進プランについては、優良森林を保全するという趣旨でもなく、選定基準の除外区域「市町村による保全地域」に該当しないと考えられるために、候補地として残したいと考えています。ただし、個別候補地の留意事項として「カモシカの生息状況の詳細確認が必要」、「森林吸収源対策推進プランについて、その趣旨・効果が損なわれないような考慮が必要」を付記します。

次にNO.37-3那智勝浦町井鹿です。町の水源涵養林整備計画による「維持すべき地域」に該当するという候補地です。

この計画は3つの地域を設定しており、那智の滝付近とその上流を「購入すべき地域」、中流域までを「整備すべき地域」、それよりも下流域を「維持すべき地域」に設定しています。ですから、町内のほとんどがいずれかの地域に該当してきます。この事業は、積み立てた基金を財源として行っていますが、ほとんどが普及啓発活動に要する経費であって「維持すべき地域」においては、この基金による森林整備の実績は見られません。また農道「勝浦サンベルトライン」整備事業ですが、県のふるさと事業として、延長が約4km、幅員6m、事業費約60億円の計画があり、計画地の調査測量は終了し、一部区間は舗装、用地買収済みですが、平成13年度末に県が事業計画を断念しています。その後事業再開の目処は立っていません。事務局の判断ですが、町水源涵養林整備計画の「維持すべき地域」については、

保全のため特別な手が加えられている訳ではないので、選定基準の除外区域「市町村による保全地域」に該当しないと考えられます。また、農道整備事業につきましても、確実な工事計画は現在なく、選定基準の除外区域「開発計画等がある地域」に該当しないと考えられます。これらのことから、候補地として残したいと考えています。ただし、個別候補地の留意事項として「町の水源涵養林整備計画との調整が必要」、「県の農道整備計画との調整が必要」を付記します。

以上、継続審議となっていた候補地の取り扱いの判断を説明いたしました。

続きまして、資料1-3の追加抽出された候補地について説明します。

施設整備に必要な面積、容量を確保出来る谷を探す作業を精査した結果、加えて4カ所の候補地が抽出されました。これらにつきましても、県の関係部局、市町村への照会や委員会の専門委員さんの評価、現地確認を行いました。

専門委員さんのご説明については、後ほど行って頂きます。

その結果、事務局の考えを以下のようにまとめましたので、候補地として残すか、除外するかについての検討をお願いします。

まずNO.14-5印南町川又です。面積が7.79ha、縦断勾配が6%です。照会・現地確認結果ですが、広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域に指定されました。事務局の考え方は、指定があったためにただし書きを付記し、候補地として残したいと考えています。

次のNO.36-2那智勝浦町の小匠です。面積が11.03ha、縦断勾配が5%になっています。照会・現地確認結果ですが、町水源涵養林整備計画による「維持すべき地域」に指定されており、下流の小匠川は小匠ダム操作流域内との情報があります。事務局の判断として町水源涵養林整備計画による「維持すべき地域」については、継続審議となったNO.37-3同様に扱いたいと考えています。また、小匠ダム操作流域内については、開発行為そのものを禁止するものではないので、候補地として残したいと考えています。ただし、放流量量についてダム管理者との協議が必要なことから、留意事項として「最終処分場の構造や放流量量計画について、小匠ダム管理者との協議が必要」を付記したいと考えています。

次のNO.37-5那智勝浦町川関は、面積9.06ha、縦断勾配8%です。照会・現地確認結果ですが、ゴルフ場に隣接していること。上空に送電線があり、候補地エリア内に鉄塔があります。送電線及び鉄塔については、地上権設定や移転等の問題があり関西電力との協議が必要です。選定基準に触れるものではないために、候補地として残したいと考えています。ただし、留意事項として「送電線及び鉄塔について、関西電力との協議が必要」を付記します。

次のNO.44-3串本町高富です。面積は11.25ha、縦断勾配5%となっていて、照会・現地確認結果は特にないため、候補地として残したいと考えています。

資料1-4として、候補地の位置関係を示しています。参考にして下さい。

(委員長)

本日は、地質等に関する専門家の委員さんがいらっしゃいますので、詳しく説明を受けたいと考えています。

(委員)

まず、この候補地全体について考えなければならないことは、紀伊半島は平地が少ないために、どうしても処分場を谷に造る構想になります。そうすると、どうしても場所が地質的な弱点になる場合、今までは地滑りなどが起きてなくても、建設中や建設後に崩壊する恐れもあります。そのために、地質条件をきちんと把握しておく必要があります。

それとどうしても沢に造ることにもなりますから、水の問題があります。水をいかにきちんと流せるのか、それについても注意する必要があります。

地質的な弱点を、なるべく避けることを考える必要もあります。今、お渡した資料「和歌山の地質」で見ると、紀伊半島の地質については、南側に行くほど新しい地質になっています。それから、東西というよりも東北東から西南西の方向に、地質がきれいに分かれています。そしてほぼ同じ方向に断層、松根平井断層とか、御坊十津川断層とかがあり、北には有名な中央構造線が走っています。この中央構造線に沿って断層がありますが、この図に示されている以外にも多くの断層があります。日本列島全体に歪みが生じているために、断層がこの方向に出来たと言えますし、他の断層も、この方向に出来易いと考えられます。ですから、方向が非常に重要です。

また、この図の右側に各地層の名前と時代が書かれていますので、現在自分たちのいる地層が何年前に出来たのかが解り、南に行くほど、地層が新しいことが解ります。

それから、もう一つの特徴は、紀伊半島の南東部、熊野川付近ですが「熊野酸性岩類」という、マグマが地表に出て固まったものがあります。「熊野酸性岩類」は、悪いものではありませんが、地下からマグマが出たものなので、岩石との境界付近がもろくなっています。それと風化が起こり易いために、地表の条件をチェックする必要があります。

私は、主としてそういった観点から見ています。

注意することの一つ目は、断層の東北東から西南西の方向性です。この方向に断層が出来易いということです。

二つ目は、地層は南ほど新しく柔らかいことです。単純に言えば、北に行くほど堅いということですが、堅いと割れ易いこともあります。

三つ目は、酸性岩があるため、それとの境界に注意するということです。特にマグマが出た時の温度、例えば温泉活動みたいなのがあって、熱水活動ですが、そのために岩石が変質したり、柔らかくなったり、場所によっては鉱山になったりします。那智勝浦町の対象地域内、妙法山の近くに鉱山跡地がありました。そういった場所です。そこは過去に、熱水が通った道があるために、非常に弱くなっています。そんな場所は、実際候補地選びの際にきちんと確認する必要があります。ですから、和歌山の地質については、地層としては南側ほど新しく、東西方向、実際は東北東から西南西に地層が区分されていて、断層が分布しています。地質図にない断層も同じ方向に存在します。紀伊半島南東部には酸性岩があり、マグマが固化したもので周りとの境界が弱線になることや花崗岩の風化や割れ目、熱水活動に注意する必要があります。他にも小さな岩脈があって橋杭岩もそうです。

次に、線構造というのがあります。次ページの地図を見て下さい。これは紀伊半島ではなく、説明のために用意したものです。図の中央付近に鉱山があります。この鉱山のために航空写真を使って調査した例ですが、これから線構造を抽出したものが、次ページの図になります。この図から、方向性というのが解ると思います。これは航空写真やランドサットから抽出しました。もちろん現場で掘削して調査したものではありませんので、即断層と判定出来るものではありませんが可能性としては高くなります。

どんなことが言えるかということ、鉱山付近の線が鉱脈の位置と一致しています。鉱脈はかつての水の通り道、つまり断層です。鉱山を掘ると地下水が出ます。つまり温泉です。図の「山田」や「湯之尾」というのは温泉地ですが、温泉を汲み上げることにより地盤沈下や源泉の井戸涸れが起こっています。線は繋がっていませんが、地下に断層があるということになります。直接表面に断層は見えませんが、少なくとも航空写真などにより線構造などで、

弱点を知ることが可能ですから、線構造を調べることは非常に重要となります。

ただし、今回私は地形図だけで調べていますので、線構造まで拾うことは出来ていませんが、和歌山県の断層の方向性を配慮して、同じ方向の線構造は非常に危険だと思います。

ですから線構造が、ある程度予測出来る谷については、実際現地確認は行っていませんが、「」をつけています。線構造は弱点のある場所で、地層が出ていた場所で、そのために、構造物を造った後に地滑りなどが起き易い箇所です。私から留意事項を挙げるとすれば、今後ある程度絞り込んだ段階で、航空写真による判読やボーリング調査を行う必要があります。

何度も言いますが、平地に造るのであれば良いが、どうしても沢に造ることになれば、十分留意して情報を得ておかないと、現在は地滑りがなくても、掘ることによって地滑りが起きる可能性もあります。場所によっては温泉などの熱変質による風化も考慮する必要があります。最終的に選んだ地域については、ボーリング調査による地下構造を把握し、構造物の設計を行う必要があります。

最後にいろんな条件で選定した場所でも、地質構造が悪ければ候補地を他に変更しなければなりません。

建設コストを考えれば、どうしても谷に造る必要があり、谷ということは水も集まってきます。それから、地滑りや崩壊のことを考えると斜面についても、考慮する必要があると思います。そんな観点から、私は前回の資料1-3において、「」・「」・「」を付けていますが、この資料というのは、コメントも含めて次の段階へ引き継いで欲しいと思います。

(委員長)

どうもありがとうございました。

それでは、順次検討に入ります。最初に資料1-1、前回検討したものについて確認を行いますが、特に何か問題等はありませんか。

(委員)

NO.22-4中辺路町の水上についてですが、水道水源保護条例が制定されています。候補地が新聞報道されてから、中辺路町に条例があるのに確認情報として出せなかったのかと問い合わせたところ、町として地域指定を行っていないために、情報として出していないとのことでした。

NO.23-1中辺路町の温川・高原は、熊野古道の高原から眺望範囲になります。高原は眺望の良い所で、カメラマンなどがよく写真を撮っています。また、文化財の高原神社もあり文化的価値がある所です。

(委員長)

確認します。NO.23-1は熊野古道と景観での抵触があるのではないかと、というご指摘です。候補地からは除外するということですか、そういう留意事項を付記した方が良いということですか。

(委員)

除外した方が良いと思っています。

(副委員長)

前回資料の1-4に候補地の個票があって、NO.23-1に温川・高原があります。北側が上流です。南側のもっと南に熊野古道があります。その高い位置から北側を見下ろす形態で、谷がきれいに開いていて、熊野古道から見えるという指摘です。

この件について、直ぐ除外することにはならないと思います。見えるという指摘を、ちゃんと残しておきたいということですが、先ほどの説明にもありましたが、前回資料1-3とい

うのが、委員会資料として残るのであれば、前回資料1-3の中に「熊野古道からの眺望」という表現を、委員会全体の意見の注意事項として入れていけば良いと思います。

(委員長)

副委員長の提案ですが、どうですか。よろしいですか。では前回の資料1-3に留意事項として、熊野古道からの眺望に留意とし、委員会全体の留意事項として付記したいと思います。では、1-1については確認しました。

続きまして、資料1-2の、前回検討しましたが、資料不足などによって継続審議とした候補地が7カ所あります。これについては、順次意見を頂きたいと考えています。

では、NO.23-2とNO.23-3の大塔村下川下についてどうでしょうか。特に、問題がないようですので、候補地として可にします。

次にNO.28-2上富田町岩田です。

(委員)

地質については、書類や机上では解らないので、きちんと調べて欲しいと思います。「地質に関する詳細調査が必要」を付記するとありますが、全体の候補地について言えることです。ここだけに特記することはおかしいので、前回の資料1-3にも、私のコメントとして全体に入れて欲しいと思います。

(委員長)

地質というのは、重要な条件ですから、本件だけでなく全体の候補地について地質調査は詳細に行うべきであるという意見です。

(委員)

では、この候補地の留意事項を削るということですか。

(委員)

もちろん入れておいて欲しいです。地質については全体的に言って、特にNO.28-2については、崩土があることが付記されていけば良いと思います。

(副委員長)

小規模な崩土が何回も発生しているので、留意が必要であると付記するということです。

(委員長)

確認します。NO.28-2について留意事項としては「地質に関する詳細調査が必要」という表現ではなくて「小規模な崩土が時々発生しているので注意する」という表現にすることにします。

次はNO.28-4です。特に問題がなさそうですので、候補地として残します。

NO.33-2白浜町椿ですが、なければ可でよろしいですね。では候補地として残します。

続いてNO.35-1古座川町添野川の候補地はどうでしょう。

(委員)

事務局判断で、良いと思います。

(委員長)

それではNO.35-1も、候補地として残します。

次のNO.37-3那智勝浦町井鹿です。

(副委員長)

農道事業を断念しているのであれば、「県の農道整備計画との調整が必要」は要らないと考えられませんか。

(委員)

完全に断念しているかどうかだと思います。

(事務局)

再開されることも、あり得るのではないかと考え、記入しました。県の担当課に聞くと、今のところどうにもならない状況らしいです。

(副委員長)

将来の可能性というのであれば、他の候補地でも将来的に計画は起こり得ます。現時点での計画が無いというのであれば、将来的にも計画が無いと思いますが。

(委員長)

どうでしょうか。現時点で計画が無いのであれば、あえて調整する必要が無いのではという意見です。事務局は、特に意見ありませんか。

(事務局)

そのとおりだと思います。

(委員長)

では、皆様の意見により、調整の必要が無いということで、「県の農道整備計画との調整が必要」という文言を削除します。

以上で、前回継続審議となった7カ所の候補地について、全て候補地として残すということになりました。

次に資料1-3、今回新たに追加抽出された候補地についての検討をお願いします。

まず、NO.14-5印南町川又の候補地です。

(副委員長)

折角ですので、後ろに添付してある個票を見て下さい。

私の評価では、集水域が大としてあります。この個票からは読み取りにくいのですが、北側に と表示されています。実はこの候補地の集水域がここまで広がっています。これは、他の谷とは異なった形になっていて、ここは余りにも集水域が大きいという印象があります。線構造もあるかも知れません。それは注意すべき事項であって候補地から除外して下さいという評価ではありません。

留意事項と言うのであれば、集水域が大きいから、どれくらいの流水が見込まれるかについて、洪水と自然災害の恐れがないように十分チェックすること、という程度になると思います。そのことは、この候補地だけでなく、全ての候補地にも言えることです。

留意事項を一般的に言うと、今のような表現になると思いますし、特に、それが当てはまる候補地として、ここの候補地もそうですよ、ということは何処かに明記するかどうかだと思います。前回資料の1-3そのものが、全体の留意事項の一部であるという捉え方をした場合、本当にそれで良いのかどうか、少し判断が難しいです。

(委員長)

後ほど2番目の議題で、留意事項について検討して頂く予定ですので、その際に、今出ているような問題について、議論したいと思います。

この候補地については、他になければ候補地として残します。

次のNO.36-2那智勝浦町小匠はどうですか。特に、問題はありますか。では留意事項を踏まえて候補地として残します。

続いてNO.37-5、同じく那智勝浦町川関です。これについてどうですか。

(委員)

鉄塔と言っても、どの程度のものなのか。鉄塔を移転する際の費用はどうか、教えて

下さい。

(事務局)

鉄塔は送電線用でして、山頂付近にある大きなものです。移転するにも多額の費用が必要だとも聞いています。また、候補地内の鉄塔だけでなく、前後の鉄塔にも影響が出ます。

用地選定基準の中で、費用的な条件などは加味していませんので、事務局案として候補地にしています。

(副委員長)

もし、処分場をここに造るとして、関電は鉄塔の移転が必要だと言っているのですか。

(事務局)

現時点では関西電力との協議は行っていませんが、位置的には堰堤の場所に掛かってきますので、移転は必要だと考えています。計画の時点で、処分場の位置等もずらすことも可能です。エリア内に鉄塔があるので、協議が必要として、ただし書きを付記しています。

関西電力に、照会はしていません。

(副委員長)

この場合、地図を見ると近くにゴルフ場があって、それを避ける形で送電線が引かれています。鉄塔が前なのか、ゴルフ場が前なのか分かりませんが、ゴルフ場のために鉄塔を動かしているのであれば、またゴルフ場を避けて鉄塔を建てているのであれば、もし処分場を造るのに鉄塔を動かすとなれば、かなり難しいし、費用的にもかなり掛かるのではないかと思います。移転せずに使えるかどうかの確認が必要になります。

移転が必要だと分かっているのなら、あまりにも現実的な話ではないと思います。

(委員)

確認したいのですが、鉄塔そのものが候補地エリアにある訳ですね。少し上流に位置を持っていけば、鉄塔がはずれます。鉄塔が分かれば、鉄塔をずらしてエリアを確定しなかったのかと思います。はずせば、エリアとして問題がないのかどうかです。

(事務局)

個別の個票について、移転が必要なのかどうか「関西電力との協議が必要」と付記したいと考えています。候補地のエリアをずらすことについては、可能だと考えています。

ただ、地図上で送電線があるのは確認出来ましたが、鉄塔があるのは地図では確認出来ず、現場確認や航空写真から、エリア内に鉄塔があることが判明しました。

(委員)

私は、この付近の赤色を通過して毎日仕事に行きます。この付近は雨が降ると国道に水が溢れ出して、度々徐行など規制があります。北側の山の付近の地質などは、どうですか。問題ないのでしょうか。

(事務局)

那智勝浦町に照会しましたら、冠水のことはありませんでしたし、現地確認も行きましたが、大雨ではなかったなので、確認は出来ていません。

(委員)

先ほど、エリアをずらす可能性のこともありましたが、地図を見る限りでは、上流にエリアを持っていけないと思います。そうなれば、このエリアは動かせることを想定して見てますが、ここに関しては動かすとしても、面積的にも無理な気もするので、この候補地を除外しても良いように思います。あえて、ここを候補地として選定するかどうかです。

(委員)

今まで検討した基準に照らして、鉄塔が建っている項目というのは何に該当するのかどうか。鉄塔があるから除外したということになると、この候補地だけ特殊事情になると思います。はずす理由としての特殊項目を付けるかどうかです。

(副委員長)

鉄塔というのは、電気を供給している公共的な施設です。ですから学校ではないが、わざわざ施設のある場所を谷だといって候補地にしているのはどうかということです。学校などの公共施設や道路計画の用地買収なども終え、工事に着手している箇所も候補地から除外しました。

しかし、現にそこに鉄塔があるにも関わらず選んでいます。事業主体が公共ではないが、電力供給が公共的な事業であり、鉄塔は公共的な施設であるという認識で考えれば良いと思います。道路も迂回したりします。移転についても、小さな施設であれば問題ないでしょうが、鉄塔の移転となれば多額の経費が見込まれます。そうすると、最初の選考基準に照らしてみても、候補地に当てはまらないというのが、私の考えです。

(委員)

その他の開発計画に準ずる公共的な施設ということとすれば良いということですね。

(委員)

私もここは、除外した方が良くと思います。

(委員長)

この候補地エリアには鉄塔が現に存在し、しかも移転が困難に思われます。そんなことを勘案して、ここは候補地として不相当だとして除外することにします。

次はNO.44-3串本町高富です。これについては、どうですか。検討事項も何もありませんので、候補地として残すことにします。

以上、新しく候補地として追加されました4カ所についての検討を行いましたので、確認します。NO.37-5那智勝浦町の川関を除外し、残りの3カ所を候補地として残すことにします。

再度、候補地の確認をして下さい。

(事務局)

今回候補地として、4カ所の追加抽出がありましたので、計66カ所抽出したことになります。前回42カ所を候補地として確定しています。また継続審議となっていた7カ所が候補地として確定しました。それから、追加候補地4カ所のうち、3カ所が候補地に追加されましたので、合計52カ所が、候補地として確定したということになります。

(委員長)

2番目の議題に入ります。

用地絞り込みの際の留意事項について、検討をお願いします。

各々の委員さんから意見を頂いていますので、短いですが、お一人3分程度の時間で意見を披露して頂きたいと思います。

(委員)

情報公開の観点から、参加していない方でも理解出来るようなものであることが、第一です。今までは除外すべき事項を、いろいろ挙げてこれはダメだとか、法令に抵触しているとか、公共施設があるから除外するということでした。では候補地として残る所は、何処が良いのか、ということになります。

恣意的になっては困りますが、ここは良い立地場所ですよ、という観点から選んで行けば

良いのではと思います。相対評価とありますが、それ自体また難しくなると思います。

それから、事業開始後の住民の方の不安を解消するために、これから立地場所を選ぶ際に、住民の方から理解を得られるためにも、手法としては事業開始後に、公共が関与するのであれば、事業主体と行政とが協定を締結して、そこに地元住民が参加出来るような仕組みも考えておくことが重要だと思います。

(委員)

私は、将来的に複数の処分場を確保出来る面積がある場所が良いし、処分場に併設して灰溶融施設が立地出来れば、さらに良いと思います。

個人的には、建設地は経済性であるとか環境面も考慮して、排出量の多い周辺地が望ましいと考えます。

その他として、答申が出れば、この委員会の役目は終了しますが、26市町村で委員会などを設置して、資源循環型社会実現に向けた取り組みを行って欲しいと思います。

(委員)

まず、公正で明確な評価項目・基準の作成です。今まで我々が行って来たのは、法律や条例に基づいて誰もが理解出来る基準で、選定し候補地が残ってきました。これからは、条件を探して候補地を選定します。ですから、住民の皆さんが納得出来る基準を設ける必要があると思います。例えば候補地の広さ、排水路の状況、用地取得コスト、建設コスト、災害時の対応策、発生量と搬入距離、候補地の活用状況、跡地の利用方法など、思いつきで挙げています。さらに他の委員さんからも、いろんな条件が出され、これらの項目が増えるであろうと期待して、自分だけの項目として挙げました。候補地の広さなど、広さによって点数を付けるなど、各項目についても、点数を付け、総合点で判断すれば、住民の方の納得を得られる方法ではないかと考えます。

それから事業者及び行政の係わり方ですが、まだ私自身新しい事業主体について、よく解らない部分があります。住民の方に説明を行う際には、この事業主体の責任体制を明確にする必要があると思います。第三セクターを作る、これを各自治体や議会で議論は行われますが、今までは第三セクターであるからという理由で、議会説明がなかった場合が多かったと思いますので、そんなことのないように、責任体制を明確にすることが必要だと思います。それと、今までも議論しましたが、県行政がこの件に関し、どれくらい積極的に関わって行くのかどうか、関与するのかどうか明確にして欲しいと思います。

それから情報公開について、今までもいろんな手法を使いました。さらに各市町村の広報誌の活用や、配布の際に資料を折り込むとか、方法があると思います。また地方新聞の活用、記事として載らない場合は、広告の活用も考えたらどうかと思います。

住民参加のあり方ですが、当然建設用地の決定には、住民参加が必要だと思います。今回は52カ所の候補地を選んでいるので、そこから全部ということにはなりません。ある程度候補地を絞り込んだ段階で、住民参加を行い決定することが重要だと思います。参加される住民の方は、ある程度環境問題やごみ問題に関心があり、勉強されている方を優先して欲しいと思います。全く素人の方がいても、素人の方の質問の答えに時間を費やしてしまって、審議が進まないということがあります。一般の方を排除するという意味ではありませんが、多少そういうことも考える必要があると思います。

その他として、私自身もこの検討委員会に参加していますが、もし自分自身の近くに処分場計画が公表された場合、何をどのように説明されたら納得するか、妥協出来るのかのを考えながら、事業を進めて行って欲しいと思います。

(委員)

私は先ほど、冒頭学識委員さんが説明されたことに印象を受けています。造った後に問題が生じたり、弱点が見えたりするとのことの話を受けました。施設について、もっと掘り下げた議論をしたかったのが本音です。

まずは、迷惑施設からの脱却ですが、新しい思想や哲学が必要になると思います。行政や民間、自動車・家電メーカー、商工会、環境NPO、専門家などによる委員会を立ち上げて、環境ビジネスや逆工場の誘致、中間処理施設、高温溶融化施設の導入、最優先課題を含めた研究を、同時並行的に強力に進めることを、強く要望したいと思います。

(委員)

皆さんの意見と重複する所もあると思いますが、意見を述べさせていただきます。

建設用地については、将来的に拡大可能な土地が周辺にある方が望ましいと思います。また、排気ガス問題や輸送コスト等、発生量を考えますと、位置的なところが出てくると思います。用地の決定は、事業主体が決めるということですが、学識委員の先生方にも是非参加して頂き、専門的な見地からも意見を出して決める方が良いのではないかと考えます。

事業主体は、個々の利害のみを考えず、地域全体を考慮した立場での判断をお願いします。

また、住民への説明の際には、最終処分場の建設が何故必要かを改めて説明し、認識して頂くとともに、ごみ問題を自分自身のものであるとして考えてもらう好機として捉え、十分な資料提示と、住民と共に考え造っていくという協働の姿勢で臨んで欲しいと思います。また、自然災害なども予想されますので、上位に絞り込んだ候補地のさらに詳細な調査をお願いしたいと思います。

その他処分場建設についてですが、まず異臭などの環境汚染の心配があります。ですから、そうした不安を払拭出来るような施設であって欲しいし、浸出水の処理水についても、出来るだけ施設内で再使用するような設備も望んでいます。

処分場がマイナスのイメージではなくて、プラスとなるような施設の併設も検討して欲しいと思います。

国の補助金の関係で15年という設定はありますが、将来的なことを考えれば短いと感じますので、土地の取得も出来るだけ広く取って欲しいし、減容・安定のための溶融化施設の中間処理施設の建設も、近い将来考えて欲しいと思います。ただし、十分理解して欲しいのは、最終処分場に搬入される前の資源化・減量化の緩和にならない中間処理施設の建設をお願いしたいと思います。

また、委員会として昨年出した答申書にあります「地域全体の取り組みを統括する機関」をここに設置しては、いかがでしょうか。

(委員長)

どうもありがとうございました。

委員の皆さまには3分間という短い時間で、しかも本来でしたら前回の委員会で、意見を頂く予定でしたが、今回になってしまって申し訳ありません。また、今日ご欠席の委員さんからも、意見を頂いていますので、お目通し頂きたいと思います。

それから、他の委員さんで、この点については是非口頭で発言したい、という方がおられましたらお受けしますが、事務局で作成した留意事項(案)の際に、検討も頂く予定です。

特に、ご意見がないようでしたら、次に移ります。

皆様方の意見を踏まえた事務局の留意事項(案)を見て下さい。前回、提示された資料と相当変わっています。前は箇条書き程度でしたが、文章化されています。副委員長とも相談

し、今回大幅に修正したものを皆様に示しています。事務局から、説明を受けた後に検討したいと考えています。

(事務局)

資料2になります。用地絞り込みの際の留意事項です。

委員長からお話がありましたように、今回は箇条書きで少し淡白な留意事項の表現でしたが、各項目について、項目を挙げた背景なども加えて、今回まとめました。

《・・資料2 - 用地絞り込みの際の留意事項について、事務局説明・・》

(委員長)

事務局から説明がありましたように、それぞれ頂いた意見を踏まえながら、留意事項を作成しました。項目に沿って意見を頂きたいと思います。

まず、留意事項に関する基本的な考え方に関してです。

(委員)

個人的な考えですが、「はじめに」という部分で、「前章において」というのを後にし、「本章においては諮問事項2に対する答申として・・」という文言を先に持ってきて、それから、「前章において52カ所の候補地群から建設用地を・・」を、続けた方が文章として理解出来ると思います。

それと、「なお、留意事項については」の表現を「昨年(平成16年3月)に答申した『紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針』の基本理念・・」とした方が、読む方にとっては分かり易いように思います。

「2 留意事項に関する基本的な考え」については、文章表現について理解し難い内容があります。まだ資料をもらったばかりで、何とも言えませんが、自分としてはどうすれば良いというのは、浮かんでこないのですが、訂正する必要があると思います。

(委員長)

代案は結構ですので、どの辺りがおかしい、理解し難いというのはどうですか。

(委員)

言葉の表現です。「委員会では、個別地域の事情は特に勘案せずに」ということは、「個別事情」ということですね。そういった辺りが少し理解し難いのです。それから、「個々の考え方は正しいが、相反する」という部分です。「留意事項ひとつひとつは良いとしても、他の項目と相反する」にするとか、何か表現が気になりますが、自分自身としては、まとまっていません。

(委員)

最近、新聞紙上では記録を改ざんして、排水を流したりする例が見られます。処分場の施設も理論的にはしっかりしているものと思いますが、水処理が重要です。これから事業主体が克明な記録をし、正直に住民に公表することが重要であると思います。

(委員)

「前章において・・」からの表現がよく理解出来ません。

絞り込み作業というのは、今後の作業だと思います。ですから「今回の取り組みにおいて」という表現は、何か妙な気がします。ですから、この辺りの表現、書き方について、何かすっきりしませんので、自分なりに分析したいと考えています。

(委員)

私も、ここの表現、解釈を疑問に思い、よく理解出来ません。絞り込みが大事なのか。留意事項が大事なのか、主語と述語の関係が掴みにくいのです。

(委員長)

今、何人かからの意見がありました。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「今回の取り組みにおいて」という表現ですが、想定しているのは、「最終処分場の整備にあたって」というような意味で考えて頂ければと思います。そんな表現に書き直せばと思っています。

(委員)

今後の絞り込み作業が重要であるから、我々は留意事項を出すということですね。

ですから、そのような表現をして頂きたいと思います。でないと、この答申を読まれる方にストレートに伝わらないのではないかと懸念します。

(副委員長)

皆様のご意見はもっともだと思えます。

一つは、「1 はじめに」の項に書いてある8行については必要ないと思えます。本来言いたいことは、諮問事項の2としての「事業主体が用地を絞り込む際の留意事項」を示すことが、我々が求められたことです。しかし、皆さんの意見は、絞り込む際のことと、さらにその後のことまで考えて留意したい、要望したいということですから、諮問事項2にはちゃんとした意見を書きます。それを超えた範囲についても、ここで言わせて頂きますよ、ということを書くことが重要ではないかと思えます。

(委員)

そしたら「2 留意事項に関する基本的な考え」から、文章が始まってもいいように思えます。その方がすっきりしますね。この表現も、少し考え直す必要もあると思えます。

「はじめに」というのと、「基本的な考え」というのは、基本的な考えを述べるのであるから、同じようなものだと思えます。

(委員長)

「1 はじめに」と「2 留意事項に関する基本的な考え方」の表現を合体させ、整理した方が良いという意見ですね。趣旨は副委員長が言われたことで、それが解れば良いと思えます。それで文章の再構成が必要になるのでは、という意見があります。

では、これからのスケジュールも含めて、確認したいと思えます。この留意事項については、細かい文章的なことは別にして、次の住民説明会のこともありますので、本日の委員会で基本的には委員さんの合意を頂くということですね。

(事務局)

はい、留意事項に対する意見募集を行ったり、住民説明会の際に提出する答申の素案としたいので、今回この中身について固めて頂ければと思っています。

(委員長)

そういったスケジュール的なことも踏まえて、お願いいたします。

1ページについては、趣旨の部分をもう少し明確にする方が良い、文章的に前後している部分の修正などの意見が出されています。これについて、委員長・副委員長、事務局で再度協議して、修正し皆様に再度報告することにします。

次に「3 用地絞り込みの際の留意事項」に関して、意見をお願いします。

(委員)

希少動植物の部分で、「生息地について、除外地域を設定している。」となっていますが、「除外地域としている。」の方が聞き易いと思います。

「(1)自然環境の保全」の部分に、排ガスの問題についての文言を入れなくて良いのかどうか、皆さんの意見をお聞きしたいのですが。

それと「(2)地理的条件の考慮」の地形・地質で、「昨年、日本各地で発生した・・・」という文章よりも、「しかし、近年日本各地で発生している地震・台風等による自然災害を考えれば非常に慎重な判断が求められる。」とする方が良いと思います。

それから集水域のこともありましたので、どこに表現すれば良いのかどうかです。

「(3)景観への配慮」熊野古道のところでは、「しかし、古道からの眺望、搬入道路からの位置関係等、今後まだまだ検討しなければならない課題も残っているため、絞り込みの際には、熊野古道の保全についてさらなる配慮が必要である。」というような文章でも良いのでは、

「(4)社会的条件の考慮」飲料水の部分ですが、水源から1kmというのを入れるべきかどうか、意見をお聞きしたいと思います。それと周辺の人口のところ、「発生源である人口密集地」とするのか、「発生量の多い人口密集地」とするのかという点です。

(委員)

「(2)地理的条件の考慮」のところ、災害のことと、集水と水源についての意見が出されましたので、その件に関係してですが、地形・地質をまとめて表現していますが、水の問題もあるので、分けた方が良いと思います。地質は地形で判読する必要がありますが、地質調査は分けて表現して欲しいです。地質調査で大事なものは、地滑りのような災害の問題がありますが、地下水汚染ということがあります。飲料水の問題としては「(4)社会的条件の考慮」に示していますが、自然的なことにも当てはまります。ですから、地形ということと専門的には水文と言いますが、水文調査というのものは是非項目として入れて欲しいと思います。

特に上位の評価候補地については、詳細な地質調査、どの程度必要なのかはまだ解りませんが、ボーリング調査や物理探査とかを項目として入れて欲しいと思います。ただ、現地調査と言っても、現地に行ったということだけになり、それだけの調査では詳細な調査にはなりません。

(委員)

用地絞り込みの際の留意事項ということですが、基本的に処分場の影響が及ばない場所に設置してはどうか、という視点で検討されていると思います。視点を変えて、どういう場所が最終処分場としてふさわしいか、ということで検討すると、違った場所の選定が出来ると思います。例を言いますと、以前も議論しましたが、鉱山の跡地です。これは最終処分場には最適ではないかと思います。何故かと言いますと、ドイツなどでは炭鉱の跡地が、将来大陥没を起こす恐れがあるとして、燃え殻などを積極的に埋めて、陥没が起こらないようにしようとしています。構造が解りませんが、和歌山県内で、鉱山跡地で排水処理を行っている所は、将来的にも最終処理が必要になります。そんなことから、最終処分場の設置に向いているのではないかと思います。

委員会としては、鉱山跡地で水質管理を行っている場所は、除外することになりましたので、覆すことは出来ませんが、留意事項として一部、鉱山跡地についても加えてはどうか、と思います。それはこの地域のように、産業や人口が集中していない地域や新しい都市型処分場の姿というのが検討され出しています。都市型処分場というのは、都市から出る廃棄物と自然災害に対応出来る処分場を大都市やその近辺に造る必要があるのではないかと、という

ことです。

もう一つ、どういう場所がふさわしいかという面からも、検討を加える要素があっても良いと思います。

(委員)

県内には鉱山の跡地も多いので、おもしろい意見だと思います。

(委員)

確かに鉱山跡地に処分する方法もあります。しかし、鉱山からの排水は硫化物、つまり硫酸です。跡地を利用するの処分場の話ですが、鉱山跡地は難しいと思います。

それとリスクということが非常に大事です。それを考えた上で、跡地を処分地として考えることも一つの方法だと思います。

災害によって施設が被害を受け、流されたり、地下水汚染があった場合にも回復が難しいものです。確かに夢をもって造ることは、良いことですが、リスクの面をきちんと抑えることが重要です。むしろトンネルの方がまだ良いです。鉱山の場合は、坑道というのはいろんな場所を掘っていますので、どうなっているのか、どんな道が出来ているのか把握することが困難です。それと硫酸です。酸性の水が出るので、そんな場所に廃棄物を入れると、一緒に溶け出すので、非常にやっかいです。

私が最初から、鉱山跡地を除外したのもそんな理由からです。

(委員)

留意事項の候補地を選んでいく項目の中で、発生量と運搬距離についてというのに注目していました。それは今回、経済性の問題として文言があったようにも思いますが、環境負荷にも関わるように思います。ですから、自然環境の保全という項目に環境負荷に関する事項も入れる必要があると考えます。

今回、この留意事項に関して我々の意見の提出方法を考えて欲しいと思います。この場で、決めて事務局に任せるのか、我々が最終意見を言えるのかどうかです。

(事務局)

スケジュール的に、意見募集を2月21日から3月4日に行いたいと考えています。実質余裕が一週間しかありません。出来れば今日の委員会で、項目について固めて頂き、表現・文言については調整して意見募集の際の素案にしたいと考えていました。

(委員)

事務局の修正を、我々は確認することなく意見募集を行うということですか。

(委員長)

今日、固めて頂いたものを委員長・副委員長、事務局で早急に修正し、再度皆様に見て頂くこととなります。それから説明会、意見募集ということとなります。

(委員)

次の委員会は、いつを予定していますか。

(委員長)

次回は3月19日を予定しています。

(委員)

しかしそこで、異論が出るかも知れません。その場合はどうなるのですか。

(委員長)

今日、たくさんの意見が出ています。それを踏まえて、修正します。それを再度委員さんにお示しします。短期間ですので会議を行うことは出来ませんから、それぞれにご意見を頂

きたいと考えています。それを素案として意見募集や説明会を行いたいと考えています。細かい文章表現まで、この場で議論出来ませんので、出して頂いた意見を参考に修正します。

(委員)

意見募集の前に、修正案を我々が見て意見を再度提出出来るのは、いつ頃ですか。

(事務局)

委員長・副委員長とも日程的な協議を行っていますが、2月16日あたりに再度修正し、2月18日頃に皆様方にお届けしたいと考えていますが、予定をずらすことも検討してみます。日程的に、住民意見の募集を2月21日からを、3月1日から3月11日までの期間にずらし、また、この間に住民説明会を行えば、特段答申に付け加える意見が出ないのなら、3月19日の委員会に修正したものが提出出来るように思います。そうすれば、今日ここで検討して頂いた結果を、来週中に協議して修正をします。その後、各委員さんに修正したものを提示し、意見を頂く期間も設定し、意見募集や住民説明会の素案としたいと考えます。今日提示している留意事項案はあくまで、事務局のたたき台です。検討委員会の意見として、出されるものですので、十分議論・検討して頂けたらと思っています。

(委員長)

少し、ずらさざるを得ない状況です。当初示されていた意見募集の時期を、3月1日から10日あたりに変更して、その間に頂いた意見を基に、文章を作成、また皆さんにしっかりと検討をして頂くこととなります。そういうことでよろしいですか。

「3 用地絞り込みの際の留意事項」の議論に戻ります。

(委員)

「地理的条件の考慮」の降水量とか、「社会的条件の考慮」周辺の人口に関連しますが、集中豪雨的な洪水が最近多いです。

周辺の人口ですが、「人の居住地から離れている方がよいという意見と、発生源である人口密集地に近い方がよいという二通りの意見がある。」としています。平地に造らないことが問題、という意見もありましたが、水源のある上流に設置することが、非常に大きなリスクだと思うので、ここの表現が、あやふやだと思います。

(委員長)

今の意見は、降水量として、集中豪雨という文言も入れるべきということですか。

(委員)

集中豪雨もたまにあることですが、水源に近い、例えば白浜町や田辺市では水源を富田川に求めています。ですから本流に近いとか、そういった場所に施設を整備するに際して、考えるべきではないかと思います。

(委員)

今のように、水源の問題も出てますので、地理的条件のところに地形と地質、それから水文というのをはっきり分けて、表現した方がよいと思います。

地形は地滑りの問題で、地質は崩壊や水の問題もあります。項目ごとに強調して書くことが調査のことの評価もあり重要です。また地下水汚染も問題になります。

(委員)

「(4)社会的条件の考慮」の中で、下流の利水状況で農業等による利水状況というのがあります。これを別の項目として、「飲料水、農業用水、下流の利水」というように扱って欲しいと思います。以前の意見募集の際にも、そういう意見が出されていたと思います。

(副委員長)

「社会的条件の考慮」の二番目として、下流の利水状況という頭出しになっています。ですから、むしろ「農業用水等」のという言葉を入れれば良いと思います。

それから、全然異なる意見ですが、最初の図で、これが用地絞り込みの流れを想定するものとしています。今、皆さんから意見を頂いているのは、この中の評価基準の作成でどんな評価項目を出せば良いかと、いう部分に相当すると思います。もちろんこれは充実させる必要があります。さらに評価項目をどう基準化するか、という問題もあります。つまり、配慮したいという項目がたくさんあると、その項目のどれを重要視するのか、ということも検討する必要があります。希少動植物も、水の問題も、経済性も重要ですから、それをどのように組み合わせる評価結果を出すか、という手法の部分も留意しなければなりません。その部分について、得点化するなど明確な方法をとる意見も頂いています。

この絞り込みの際の留意事項の充実を行わなければなりません。それ以外にその後の手順について、留意事項の中で明記するものはないかということもあります。

(委員長)

非常に、難しい検討課題だと思います。

(副委員長)

候補地の得点化という意見内容についても、どこかに表現する必要があります。

(委員)

確か、この資料の4ページの情報公開という項目の部分に、そういった表現がありました。

(副委員長)

私が言いたいのは、情報公開ではなくて、評価のところの留意事項があるのではないかと、ということです。この全体においては、当然情報公開が必要になります。

(委員長)

具体的にどの程度まで、考えられておられますか。

(副委員長)

基準化というのは、ある程度専門家によって決められます。しかし、何を重視するのかということは、必ずしも専門家が定める事項ではないと思います。例えば希少動植物が見つかったと、それが他の優れた基準と比べて、どちらを優先するのかどうか、ということが度々あります。それは、地域の方々がどちらを留意するか、という議論が必要です。

地域の方全員が投票して決めることにはなりませんから、住民の意思をどうやって集約するのか、ということです。

(委員長)

今の問題提起に、他の委員さんはどうお考えですか。

特に、地域に関しておられる委員の皆さんの判断としては、どうでしょうか。

(委員)

この委員会では、絞り込み段階の留意事項を盛り込むのであって、こうして評価すべきであるというところまで、踏み込めるのかどうか。評価基準の作成の際に、こうした項目に留意して分かり易い方法で、出して下さいというところで、止めてはどうでしょうか。

(委員)

私も、その辺りについて問題だと思います。

短い検討期間で、我々が今の段階で、次の事業主体が行う作業をそこまで拘束出来ないと思います。この委員会では、この程度のことには留意しながら進めて下さい、としか言えませ

ん。きちっと数値化して行うことも、次の委員会が決めることだと思います。

(委員長)

副委員長、どうでしょうか。

(副委員長)

事務局もよく理解しているものと思います。最初に「個々の考え方は正しいが、相反する関係にあるものもある」の部分の指摘がありました。そんなことも加味されているからです。それに留意しなさいと書いてありますが、こう書かれて事業主体に伝わるかどうかです。じゃあ、どう留意すれば良いのかと事業主体に問われますので、もう少し明快な言い方が出来ないのかということです。

(委員)

副委員長が言われるのは、例えばいろんな留意事項が挙がっているが、次の段階では、重要な課題について、全部をクリアーして欲しいが、全部は無理なので最低限ここまでは守って欲しい、という区分けをするということですか。

(副委員長)

図の流れで、最終的には建設用地を1カ所に決めるということですが、事業主体が今後行うことです。その1カ所を、きちっと合理的に、皆が納得出来る方法で決めてもらいたいということです。その際に上の評価基準が間違っていれば、これはもちろんダメです。しかし、その後の部分も全部きちんとして行くことが大事です。「その後もきちっとやって下さい」というのは簡単に言えます。これは、「評価基準をきちっと考えて作って下さい」というのと同じです。

我々が気の付いたことを出来るだけ盛り込もうと、評価基準の留意事項が挙げられています。同じ意味で、その後の段階についても、皆さんからの考えがあれば、それを取りまとめることが重要だということです。

その中で最初の評価基準の作成のところを、今議論しているところです。

基準というより、項目が出ていますが、項目を基準化し得点化して下さい、というのがあります。得点化したものに基づいて、全候補地を何らかの方法、得点の計数化ということで、評価をするのですが、必ずしも明確になっていない。そうしなければならぬ、と言い切るのは少し冒険ですが、例えばそんな形で誰にでも理解出来る方法で、やって欲しいという要望も出るということです。

さらに、問題はその後の段階、つまり評価上位候補地の詳細調査と、書いてありますが、この部分で、度々指摘が出てきます。地質についての詳細調査などがここで必要になると思いますが、じゃあ地質だけでいいのか、ということになります。他にもこんな調査が必要だという意見があれば、この部分の留意事項として明記する方が解り易いと思います。

しかし、詳細調査の結果、1カ所になるのですが、この時何に留意したら良いのか、ということです。例えば5カ所の詳細調査の後に、評価を行うことになります。評価として全てが「 」の場合に、この1カ所が絶対に良いということには、なりにくいです。

その場合にどうして決めるのか、ということ、つまりその決め方について、我々が留意して欲しいことは無いのか、ということです。例えば利害関係者の意見を、この段階で出してもらえれば、というのも一つの条件になります。

(委員長)

今日示された内容では、図の「用地絞り込みの流れ」に沿った留意事項にはなっていません。それぞれ、この流れを重視して、絞り込みの段階に応じた留意事項に整理する必要があります。

るのでは、という意見です。

そのあたりの視点から、意見があれば頂きたいと思います。

用地絞り込みの際の留意事項として意見を頂いていますが、指摘のあるように、作業の流れに沿った留意事項や詳細調査について、もう少しメリハリ、強弱の付いた留意事項を工夫する必要があると思います。

次に、「4 留意事項を考慮しつつ建設用地の絞り込みを円滑に行うための方策」、及び「5 さいごに」という項目について意見を伺います。

(委員)

住民参加の部分ですが、どのような住民参加をすべきか、事前に、例えば最終の候補地に絞り込んだ段階で、前もって検討しPRし、それに関して意見を頂く形が良いと思います。いかに住民参加が必要であることを示し、それに対して理解を求めるということです。そんな段階を踏んでおけば、良いと思います。

それから、「信頼関係」という表現を入れて頂きたいと思います。住民参加も、そのための手段だと思っています。事業主体と住民との信頼関係をいかに築くかということです。ただ情報公開を行えば良いということではありません。他にも方法があると思います。

以前にも、話しましたが、昨年、民間の最終処分場の見学に行きました。業者が近隣にもうひとつ処分場を造る話がありましたが、住民から反対が出ませんでした。というのも出入りの車両について、全てカメラで監視していて、住民が見ることも出来ます。また処分場に住民がいつでも出入りして、水も汲んで調査出来るように、門の鍵を渡しています。また、どんな資料でも閲覧出来るような体制も取っています。日頃から住民との信頼関係が保てるような努力を行っていますので、業者が別に処分場の計画をしても、住民から反対が出ません。このような信頼関係が必要となります。

それから、今回の事業主体でも、住民には大丈夫だという説明を行うと思います。でもリスクを考えれば、水源から離して設置しなければなりません。リスクの点も十分住民に説明する必要があると思います。

(委員)

「はじめに」であれば、「さいご」よりも「おわりに」の方が良いと思うのと、「(1)循環型社会の推進体制の構築」のところで、「共同」よりも「協働」だと思います。

(委員長)

これからの段取りについて、まとめさせていただきます。

たくさんの貴重な意見を頂きました。これらの意見を基に、再度事務局と留意事項の案について修正を行いたいと思います。それを、出来るだけ早い時期に皆様にお送りしますので、意見があれば返して頂くことにします。それを3月に行います意見募集に間に合わせたいと思っています。皆様のお手元に修正したものが届くのは、いつ頃になりますか。

(事務局)

2月18日の金曜日に送付したいと思います。

(委員長)

2月18日を目指して、作業を行うということです。

委員さんも修正案を、ご覧になって意見があれば、早急に返して頂くようお願いします。

(副委員長)

ひとつだけ、確認したいのですが。

4ページの住民参加の部分ですが、たまたま意見を並べただけなので、このような表現に

なっていることと思います。例えば「住民の参加する委員会を設置すること」とあって、1行飛ばして「評価の段階においても、委員会を公開で開催し」と具体的に書かれています。委員会の内容について、書き直す必要があるのでは、どんな形の委員会が必要なのか、絞り込みの段階の委員会なのか、その先の委員会なのか、はっきりしませんが。

委員会が必要なのは、皆さん共通の認識事項だとは思いますが、「何らかの委員会」という曖昧な意味ではなく、どんな形の委員会が必要なのかを明記する方が良いと思います。

(委員長)

ご意見を頂いた委員さんどうですか。

(委員)

まとめて表現した、事務局の考え方も大事ですが。

(事務局)

住民の参加する委員会の設置をすること、というのは、全体の流れの中で委員会が必要であるという意味です。

それから、評価上位候補地からというのは、流れの後半の作業部分で、その段階で住民の方に委員会の構成員として参加頂きたいと考えています。

住民参加型の運営というのは、実際の会議のメンバーに住民の方が入っていない状態でも、公開で会議を行うなり、情報公開や住民意見の反映を十分行う形の運営をすべきという趣旨で、前半の上位候補地の絞り込み作業の段階のことを想定しています。

順番としては、逆になっていますが、最初の評価上位の候補地を数ヵ所決める段階では、専門家や学識の方、事業主体の委員会で、直接住民の方が参加していなくても、会議を公開で行うなど、情報公開や住民意見の反映を十分行う形の運営を行っていきます。それから、建設用地を1ヵ所に決定する段階では、住民の方にも参加して頂く委員会を設置して作業を行いたいということで、2つの委員会を想定しています。

(委員長)

今の説明のような委員会で良いのか、他の方法の委員会が良いのか、どうでしょう。段階ごとに、2つの委員会の設置を考えているということですね。委員会に参加する住民は環境問題、ごみ問題に関心のある方というのは、どの委員会ですか。

(事務局)

建設用地を決定する時の委員会を想定しています。

(委員長)

留意事項の取りまとめは、大変な作業となりますが、よろしくお願いします。また、委員の皆様のご協力もよろしく、お願いします。

次の議題、答申素案についてに入りますので、説明をお願いします。

(事務局)

今後のスケジュールとも関連しますので、資料4と併せて説明いたします。

資料3として冊子にしている答申素案です。検討して頂いている留意事項もこの中に入ってきます。全体的な流れと掲載する情報についてです。あくまで、意見募集の際の素案として提出するものですから、最終答申にはさらに掲載事項が追加されます。

《・・・資料3に基づき、説明(1ページから25ページまで)・・・》

続いて、資料4の説明をします。

素案を確定させて、意見募集と住民説明会の実施を考えています。意見募集の対象となる事項は、「選定された候補地群について」と「用地絞り込みの際の留意事項について」です。期間ですが、先ほどの検討の結果、3月1日から3月10日までと考えています。

応募資格や答申案の入手先は、前回の募集の際と同様です。

意見様式は、別紙の様式を考えています。意見の取り扱いについては、次回の委員会で検討して頂いて、答申を取りまとめたいと考えています。

次に、住民説明会についてですが、意見募集の前半の期間に実施したいと考えています。3月の上旬を想定しています。時間は、平日の夜間を想定しています。また開催場所については、候補地の多い所、地域のバランスも考え、田辺市・上富田町・那智勝浦町・串本町を予定していますが、会場の関係もあり各市町村と協議したいと思います。

当日は、委員さん方も出来るだけご出席頂けたらと考えています。

内容については、委員会のこれまでの経緯、廃棄物の現状や昨年度の答申内容、今年度の諮問と答申案についてを予定しています。

(委員長)

答申案と、意見募集、住民説明会の説明がありました。

答申案も前回より、内容的に肉付けされたものの説明がありました。

(委員)

この素案の中の「はじめに」の文章ですが、促進協議会へ出す文章ですか。住民閲覧のための文章ですか。

(事務局)

現段階では、意見募集に際しての投げかけの文章にしています。

(委員)

こういう答申を作りましたので、意見募集をお願いしますと別に文章が必要でしょう。

(委員長)

ここは、協議会向けの文章が入るべきですね。意見募集に対しては、別に作成する必要があります。

(委員)

もう一点、文章の2ページです。最終処分場の用地として15～20haとありますが、これと今まで選定してきた基準の7.5haとの整合性はどうですか。

(事務局)

それに関してですが、14ページの候補地群のところ、地図上での候補地群を抽出する際の基準を記載しています。この中で、面積を7.5ha以上としています。ここで言う面積は実際に埋め立てを行う場所の必要面積であり、選定の前提としている用地面積の20haは、付帯施設や緩衝緑地を含めた全用地面積です。谷の部分と周囲の部分を合わせた面積が15～20haのまとまりのある土地という意味です。

(委員)

委員会でも最終処分場のイメージとして、プラスの志向として他の施設の併設も必要という要望があります。とにかく、最低の7.5haあれば良いという説明で良いのかどうかです。

(事務局)

実際に、取得する面積としては15～20haが必要になります。

7.5haさえあれば良いということではありません。周囲の土地も必要になります。

(委員長)

委員さんからも、そんな疑問が出るということは、住民の方にとって理解しにくいと思いますので、より分かり易い表現にする工夫が必要です。

(事務局)

では2ページのところで、埋め立て面積は7.5ha、しかし、実際には15～20haが必要という趣旨の表現に変えさせていただきます。

(委員)

前回の委員会の冒頭で、大阪湾フェニックスの受け入れ対象地域の拡大があり、その際に何故議論にならなかったのかと思いますが、フェニックスが明日から受け入れられるという訳ではないからということでした。

しかし、私はこの地域で実現される処分場の方が、ずっと先になるものと思います。フェニックスは、今後関係機関が協議すれば搬入可能になる訳です。環境省は処分場を造る際に、補助金を出しますが、フェニックス対象地域には補助金が出ません。フェニックスの構成団体は、基地や処分場設備の負担金を支払います。それに処理費用も支払います。そうした場合、今回のこの地域はフェニックスの対象地域になったと判断されれば、計画される最終処分場に対する補助金の是非の議論が出ます。計画される最終処分場は、いつ出来るのか、解りませんが、フェニックスは協議さえ整えば直ぐにでも搬入が可能です。ですから、フェニックスの対象地域になった場所を削除した方が良いと思います。

(県)

その件につきましては、前回の委員会で報告いたしました。

新たにフェニックスの対象地域となった、御坊ブロックは新しい事業主体には参加しません。ですから、県と田辺・新宮地域の市町村と産業界で事業主体を作ります。

御坊地域は、この事業には参画しませんし、建設費の負担も行いません。

(委員)

今の意見ですが、ご意向は分かりますが、やはり大阪湾フェニックスの対象地域になります。和歌山県知事も管理委員会に入っています。ですから、いずれ国の方から処分場の建設に対して指導的なことも予想されますが、どうですか。

(事務局)

追加説明しますと、新事業主体をどうするかについても協議会は並行して協議をしています。フェニックスの対象地域に認められたため、御坊ブロックの市町村は、来年度からの事業主体には参画はしません。

フェニックスへの搬入の可否についての結論が約1年程度で出るものと考えていますので、御坊ブロックの候補地を採用するかどうかは、来年度の絞り込みの段階で判断されるものと考えています。ですから、今年度の委員会の検討結果としては、御坊ブロックの候補地をそのまま残しておきたいと考えています。ただ個別候補地の留意事項として「大阪湾フェニックスのエリアに入っている。」ということをつ記したいと考えています。

(委員)

そうすれば、候補地の規模とか変わってきませんか。

(事務局)

埋め立て容量については、実績からの算定です。御坊ブロックが入った状態であっても、今の実績から将来的に減少すると考えられます。

また、御坊ブロックの量としては、全地域の13%程度です。現段階ではフェニックスへの搬入が確定していない状況ですので、当初の設定のままで選定したいと考えています。

(委員長)

フェニックス計画については、この委員会の検討途中から、出てきた問題でもあり、まだ不確定の要素もあります。

(委員)

これは12月末に環境省からの告示がありました。それまでも地域の拡大の話があり、検討をしてきました。各地域とも、あまり無計画に最終処分場を造るのは良くないという前提があります。環境破壊をしないように、最終処分場は限定すべきであるということも、瀬戸内法の関係もありますが、といったことから「広域臨海環境整備センター法」という法律が出されました。

この委員会としてまとまりかけた時点で、御坊地域の参画が認められました。この御坊地域については、大阪湾フェニックスに参画するという表現を、どこかに入れる必要があると思います。確かにカウントし直すと、いろんな問題が生じてきます。

さらに、和歌山県がフェニックスの対象地域に入っているために、何年先か分かりませんが、次の拡大の時点でこの田辺地域まで対象になる可能性もあります。今回は環境省が告示していますので、御坊地域が対象地域になることは、はっきりしています。

ですから、ここは候補地として対象地域から除外しますという表現が必要だと思います。今の段階で、除外するかどうかは、委員会の判断にお任せします。

(委員長)

今、ご意見が出されたように、この答申のどこかに、将来的に御坊ブロックの候補地が抜けていくということを明記する必要があると思います。

(事務局)

候補地の個票で御坊地域の候補地に関しては、留意事項の欄に大阪湾フェニックスに関する情報を付記したいと考えています。

(委員長)

今のように、個票の留意事項が良いのか、前段に御坊地域のフェニックスに関する事項について明記するのが良いのか、いかがですか。

(委員)

そしたら、候補地群リストも御坊地域は、抜かざるを得なくなってきました。事業主体としては、御坊ブロックが入る可能性がないのですね。なのに何故、候補地だけを残すのかという懸念があります。最終処分場については、規模や形態について議論をしていないので、提案のままで良いと思いますが。

(事務局)

次の事業主体が候補地群から、フェニックスのことも踏まえて候補地を決定していくものと考えています。また、今年度の検討結果を協議会へ答申することになります。協議会にはまだ御坊ブロックの市町村は参画しています。

(委員長)

今、議論して頂いた件は、個票できちっと明記することにします。

答申素案で、確認したいことがあります。除外した候補地については、記載しないことに問題はありませんか。

もう一点、3月に行う意見募集の意見を、答申の資料として掲載するかどうかです。

(事務局)

意見募集の際に、この答申案の中に前回の意見募集の結果も、資料として掲載し、また最

終の答申書にも、今回行う意見募集の意見も掲載することを案として考えています。意見募集の意見や結果を、答申に掲載するかどうかです。

(副委員長)

今回の意見募集の際に、資料として前回行った意見募集の意見と、それに対する考え方のまとめを付けるということですね。それはそれで良いと思います。

答申については、今検討する必要があるのかどうかです。

(事務局)

10月に、「候補地選定基準について」と「紀南地域にふさわしい最終処分場のあり方について」ということで、意見募集を行いました。その際の意見と、意見に対する委員会としての考え方をまとめたものを、12月に皆さんにお配りしていますし、1月にはホームページにも公表しました。それと同じものを今回の意見募集の際に、答申案の資料に添付しても良いですか、というのが一点です。

それから、最終答申の際に、それと今回意見募集する中で、出てくる意見とそれに対する委員会の意見を作成し、資料として提出しても良いですかということです。

この二点について、お伺いしています。

(委員長)

一番目については、問題ないですが、二番目については、意見が出されてから検討することにしたいと思います。

(副委員長)

来年度の事業主体について、少し説明して頂きたいと思います。

(事務局)

昨年3月に適正処理方針の答申を頂き、協議会として事業主体がどうあるべきかについての協議を始めました。事業主体については、県・市町村・産業界が設立する第三セクター方式の財団法人を設立しようと協議を進めました。

当初は、株式会社方式なども検討しましたが、税法上の優遇性や業務自体も資源化・減量化を推進するソフト事業も行うことから、財団法人を選択しました。この3月末に、協議会が役目を終えると同時に、財団法人の設立発起人会議を開催したく、準備を進めています。

事業としては、52カ所から2年程度掛けて1カ所に決定し、その後3年間で工事を行い、5年後に埋め立て開始が出来るような計画をしています。

(委員)

住民説明会では、事業主体のことも出てきますので、その説明もよろしくお願いします。

(事務局)

開催場所ですが、事務局としては4カ所を提案しています。そのあたりはどうでしょうか。

意見募集の間に行いたいので、各市町村と協議・調整しながら、開催したいと考えています。また、決まり次第、ご連絡します。

(委員長)

住民説明会には、お忙しいとは思いますが、委員の皆さん方もご参加頂きますようお願い申し上げます。

次の委員会は、3月19日に予定しています。

また最終答申は、3月28日を予定しています。

以上で委員会を閉じたいと思います。大詰めを迎え、大変厳しい状況になっています。特に、留意事項については、たくさんの意見を頂きました。それを踏まえて大急ぎで修正版を

作成したいと考えています。2月18日には、皆様方のもとに届くものと思いますので、よろしくご協力をお願いします。

本日も、長時間にわたりありがとうございました。
